

令和元年度第1回神戸市放課後児童クラブ基準検討会

日時：令和元年8月22日（木）16:00～

場所：神戸市役所1号館14階 大会議室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 検討会について

(2) 参照化された事項について

(3) その他

3. 閉 会

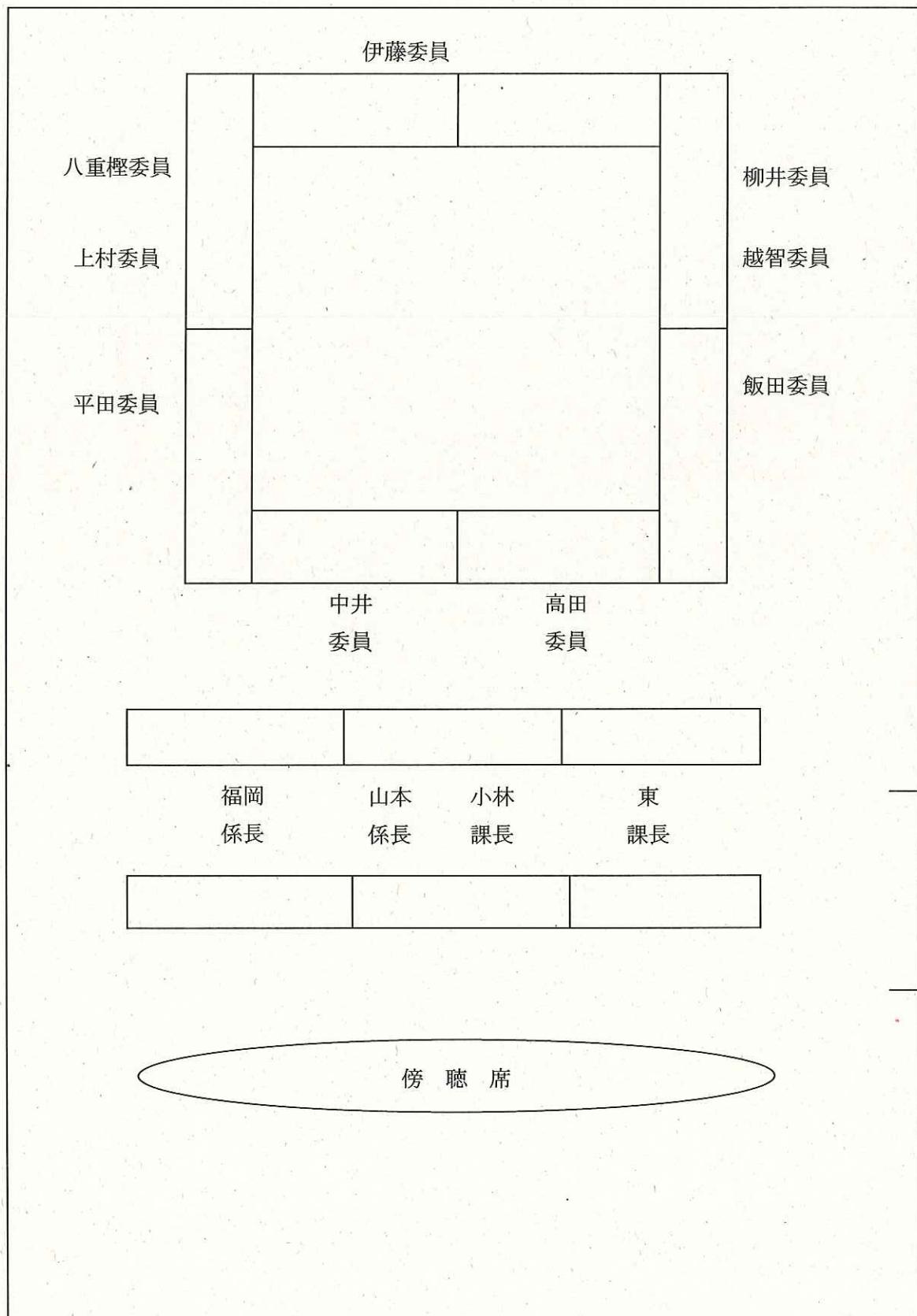
【資料】

- ①座席表
- ②委員名簿
- ③神戸市放課後児童クラブ基準検討会開催要綱
- ④神戸市有識者会議傍聴要綱
- ⑤児童福祉法の改正説明資料等
- ⑥検討事項個票等

【参考資料】

- ①「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」公布通知等
- ②神戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

令和元年度 第1回神戸市放課後児童クラブ基準検討会 座席表
会場：神戸市役所1号館14階 大会議室



神戸市放課後児童クラブ基準検討会委員

(敬称略)

分 野	所属	役職	氏 名
学識経験者	甲南女子大学 人間科学部総合子ども学科	教授	伊藤 篤
学識経験者	新見公立大学 健康科学部地域福祉学科	特任教授	八重樫 牧子
学校関係者	神戸市小学校 蓮池小学校	校長	上村 政明
放課後児童クラブ 関係者	神戸市社会福祉協議会	放課後児童施 策推進担当課 長	平田 晶実
放課後児童クラブ 関係者	神戸市民間児童館協議会	総務部長	飯田 剛治
放課後児童クラブ 関係者	神戸市学童保育連絡会	会長	柳井 克英
放課後児童クラブ 関係者	神戸市子ども・子育て会議委員 特定非営利活動法人 S-space	理事長	越智 正篤
行政関係者	こども家庭局	副局長	高田 純
行政関係者	教育委員会事務局 学校教育部学校教育課	指導主事	中井 伸夫

神戸市放課後児童クラブ基準検討会開催要綱

資料3

令和元年8月1日
こども家庭局長 決定

(趣旨)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）が一部改正され、放課後児童クラブにおける職員配置基準が参酌すべき基準となった。そこで神戸市においても、基準改正の必要性の有無について関係者の意見を聴取するため、神戸市放課後児童クラブ基準検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 検討会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 学童保育事業に携わる者
- (3) 学校教育に携わる者
- (4) 児童福祉行政及び学校教育行政に携わる者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱し、又は任命する委員の人数は、10名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和2年3月31日までとする。

(会長の指名等)

第4条 こども家庭局長は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 こども家庭局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(検討会の公開)

第5条 検討会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、こども家庭局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29条）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 検討会を公開することにより公正かつ円滑な検討会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 検討会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、こども青少年課長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年8月1日より施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

資料4

神戸市有識者会議傍聴要綱

〔平成25年3月27日
市長決定〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるものを除くほか、本市が行政運営上の参考とするため、有識者や市民代表等の参集を求め、個々の委員の意見を聴取し、又は意見を交換するため開催する会議であって、同一名称のもとに、同一者に、複数回、継続して参集を求める予定しているもの（以下「有識者会議」という。）のうち、公開する会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 会場に傍聴席を設けるものとし、傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

(傍聴章)

第4条 傍聴章は、会議当日所定の時間及び場所で、傍聴受付票に氏名及び連絡先を記入することにより交付する。

2 傍聴章の交付方法は、有識者会議を所管する局室区（以下「局室区」という。）において定める。

3 傍聴章の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章の返還)

第5条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第6条 一般席の傍聴人の定員は、局室区において定める。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、局室区の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第10 条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならぬ。

(違反に対する措置)

第12 条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、有識者会議の会長その他会議の進行をつかさどる者は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布（令和元年6月7日）について（児童福祉法関係）

児童福祉法

【これまでの取扱い】

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関しては、児童福祉法で以下のように規定されている。

（児童福祉法第34条の2）

- 1 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。（以下略）
- 2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参照するものとする。

【改正点】

上記第2項の「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については」の部分を削除するもの。したがって、

施行日（令和2年4月1日）以降は、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数についても、事業の質を担保した上で、地域の実情を踏まえた対応が可能となるよう、基準省令を参照し、条例を定めることができる。

※結果的に、職員の資格や員数含む全ての項目について、省令と異なる条例の定めを置くことが可能となる。

【検討会の論点】

- ・条例を改正する必要があるか否か。
- ・条例を改正する場合には、事業の質の担保が必要。

基準検討会等スケジュール

月	日	実施(準備)機関	実施内容
令和元年 8月	8月22日	第1回 基準検討会	条例改正の必要性・改正の場合の内容について検討
以下は条例改正が必要な場合			
9月		こども家庭局	改正案作成
10月		こども家庭局	改正案についての検討
11月	上旬	第2回 基準検討会	改正案についての検討
	中旬	こども家庭局	パブリックコメント実施
12月			改正案修正等
1月			
2月		こども家庭局	2月議会で提案
3月		こども家庭局	条例改正に係る周知
4月			条例施行

法改正により、「従るべき基準」から「参酌すべき基準」に変更された事項
(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第63号)の第10条部分)

第10条

第1項 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

第2項 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。)をもってこれに代えることができる。

第3項 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

第1号 保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者

第2号 社会福祉士の資格を有する者

第3号 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業者等」という。)であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

第4号 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条に規定する免許状を有する者

第5号 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

第6号 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

第7号 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸

術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

第8号 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

第9号 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適當と認めたもの

第10号 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適當と認めたもの

第4項 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

第5項 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(平二七厚労令一三三・平二八厚労令一二・平二九厚労令九四・平三〇厚労令一五・平三〇厚労令四六・平三一厚労令五〇・一部改正)

検討事項 1 支援の単位ごとの放課後児童支援員の数 (第10条第2項)

放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。)をもってこれに代えることができる。

(参考資料)

- ・現行の支援の単位当たり2名の配置について、1名配置を可とするかに係るアンケート結果
- 想定される緩和する場合の条件（厚生労働省子ども家庭局実施実態調査における質問事項より）
- ①児童館内の一室を利用したり、放課後子供教室との一体型で実施する場合等、施設全体として複数以上の職員が確保される場合
 - ②近接した施設の職員等が、緊急時に駆けつけられる体制が確保される場合
 - ③近接した施設等の職員が兼務する場合
 - ④時間単位で児童数が一定数以下である場合
 - ⑤登録（利用）児童数が一定数以下である場合

現行の支援の単位当たり2名の配置について、1名配置を可とするかに係るアンケート結果
平成31年1月実施(対象:神戸市内公設、民設学童保育施設)

No	条件	回答内容	館長等施設職員		指定管理者	
			比率	回答数	比率	回答数
1	児童館内の一室を利用したり、放課後子供教室との一体型で実施する場合等、施設全体として複数以上の職員が確保される場合	不可	62.8%	142	58.6%	41
		可	18.1%	41	22.9%	16
		条件付可	0.4%	1	0.0%	0
		無回答等	18.6%	42	18.6%	13
2	近接した施設の職員等が、緊急時に駆けつけられる体制が確保される場合	不可	74.3%	168	68.6%	48
		可	8.4%	19	10.0%	7
		条件付可	0.4%	1	0.0%	0
		無回答等	16.8%	38	21.4%	15
3	近接した施設等の職員が兼務する場合	不可	70.4%	159	65.7%	46
		可	11.5%	26	12.9%	9
		条件付可	0.4%	1	0.0%	0
		無回答等	17.7%	40	21.4%	15
4	時間単位で児童数が一定数以下である場合 (可の場合は人数を理由・意見欄に記入ください)	不可	65.5%	148	58.6%	41
		可	18.6%	42	22.9%	16
		条件付可	0.4%	1	0.0%	0
		無回答等	15.5%	35	18.6%	13
5	登録(利用)児童数が一定数以下である場合 (可の場合は人数を理由・意見欄に記入ください)	不可	66.8%	151	57.1%	40
		可	16.8%	38	24.3%	17
		条件付可	0.4%	1	0.0%	0
		無回答等	15.9%	36	18.6%	13

1名配置を不可とする理由(自由記載)

資料6-2-1

No	条件	理由・意見
1	児童館内の一室を利用したり、放課後子供教室との一体型で実施する場合等、施設全体として複数以上の職員が確保される場合	<ul style="list-style-type: none"> 配慮を要する児童が在籍しており、トラブル（子どもが怪我をした、排せつの失敗等）があった際や緊急時の対応が困難。 電話、保護者対応等で職員の手が取られる。 学童保育においては、児童それぞれがそれぞれの訴えをし、またそれぞれの活動をする。これに対し、1人で対応することは困難。 放課後子供教室とは趣旨が異なる。責任の所在が不明確になる。 児童館で子供を一室に居させることは、子供の活動保障をしていないことになる。
2	近接した施設の職員等が、緊急時に駆けつけられる体制が確保される場合	<ul style="list-style-type: none"> 急病、事故等が発生した場合、当該児童への対応とそれ以外の児童への対応との両方をしなければならないが、普段から接している職員でなければ対応できず、また応援者では施設の勝手もわからない。人数だけでは解決できない。また、一刻を争う状況であっても即時対応ができない。 近接の職場、部署も人手不足。職員配置に余裕がないため、緊急時に駆けつけられる体制が整っているとは言いがたい。
3	近接した施設等の職員が兼務する場合	<ul style="list-style-type: none"> 児童館の職員は、児童館で雇用しており、法人の職員も、保育園・学園とその施設が単体で雇用している。 兼務では、職員の負担が大きくなる。 単に大人がいれば子供の世話ができるわけではなく、それぞれの子供を理解した支援員がいなければならない。 近接の職場、部署も人手不足。職員配置に余裕がないため、緊急時に駆けつけられる体制が整っているとは言いがたい。（2記載分の再掲）
4	時間単位で児童数が一定数以下である場合 (可の場合は人数を理由・意見欄に記入ください)	<ul style="list-style-type: none"> 児童館で学童保育を行う場合、一般来館の受け入れ、地域の方への対応、電話応対等、臨機応変に対応しなければならない。※当日の一般来館を含む児童館利用者数は事前に把握できない。 部屋が複数あると一人では目が届かない。 急病、事故等が発生した場合や非常災害時、児童への処置や病院の手配等のため、複数職員が必要。また怪我対応では、他の児童へのケアが必要な場合もある。 一定数以下でも、配慮を要する児童が在籍する場合は、対応できない。 職員の体調が異常を来たすことも考えられる。 職員については、男性・女性職員を配置してほしいというニーズがある。
5	登録(利用)児童数が一定数以下である場合 (可の場合は人数を理由・意見欄に記入ください)	4と同様
6	その他	<ul style="list-style-type: none"> 学童保育はこれからさらにニーズの高まることが予想されるため、人数を増やし優秀な人材を確保するよう働きかけてほしい。 異学年の集団を一人の支援員が管理することは困難。 子ども達の様子を見るだけではなく、連絡帳の確認、保護者への対応、色々な時間帯での子ども達の習い事への送り出し等、様々な業務がある。 支援員の人数を削減すると、目が届かなくなり、いじめ等の子ども同士の人間関係による問題が益々内在化する。

1名配置を可とする理由(自由記載)

資料6－2－1

No	条件	理由・意見
1	児童館内の一室を利用したり、放課後子供教室との一体型で実施する場合等、施設全体として複数以上の職員が確保される場合	・けが・発病で緊急を要する場合でも、実施施設内に複数いれば互いの配置が1名でも対処できると思う。
2	近接した施設の職員等が、緊急時に駆けつけられる体制が確保される場合	・緊急時と言わず、管理職兼務職員がいつでも動ける体制がとられている。
3	近接した施設等の職員が兼務する場合	・連携が可能。
4	時間単位で児童数が一定数以下である場合 (可の場合は人数を理由・意見欄に記入ください)	<ul style="list-style-type: none"> ・延長利用の児童が帰り、人数が少なくなった時間帯であれば可能。 ・利用人数が3人程度であれば、緊急時等に「一緒」に行動できる範囲内。 ・17：30以降は子供の人数も少なく一人で対応が可能。遠足などで子供がいない間も1人対応が可能。 ・朝夕延長時間10人前後の場合で配慮の必要な児童がおらず、施設内や隣接する施設に職員がいれば可能。 ・早朝や延長時間など、比較的に学童保育児童の受入人数が少人数以下の場合は可能だが、加配対象児童や要支援児童が来館の場合は対応が難しい。 ・延長保育等保護者の送迎がある等の条件下であれば可能。 <p>※可とする人数の範囲に係る回答は、3人程度が最小で、20人以下が最大。</p>
5	登録(利用)児童数が一定数以下である場合 (可の場合は人数を理由・意見欄に記入ください)	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間であれば可能。 <p>※可とする人数の範囲に係る回答は、3人程度が最小で、20人以下が最大。</p>
6	その他、この場合であれば1名配置も検討できるというものがあればお教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが1人の場合。 ・配慮が必要な児童がない場合。 ・職員の休憩交代など短時間で、施設内に職員がおり、落ち着いて過ごせているときであれば可能。

検討事項 2 放課後児童支援員の資格要件 (第10条第3項)

放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

第1号 保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者

第2号 社会福祉士の資格を有する者

第3号 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業者等」という。)であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

第4号 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条に規定する免許状を有する者

第5号 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

第6号 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

第7号 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

第8号 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

第9号 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適當と認めたもの

第10号 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適當と認めたもの

検討事項 3 放課後児童支援員及び補助員について (第10条第5項)

放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

【参考1】

子発 0607 第1号
令和元年6月7日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布について（児童福祉法関係）

地方分権改革に関する「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）を踏まえて政府が国会に提出した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が5月31日に成立し、本日公布されたところである（令和元年法律第26号。以下「改正法」という。別添参照。）。

改正の趣旨及び内容等は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨及び内容（改正法第9条）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項の規定に基づき、市町村は、放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の設備及び運営について、条例で基準を定めるものとされている。

現行、市町村が条例を定めるに当たっては、事業に従事する者及びその員数については放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」という。）に従い定めるものとし、その他の事項については基準省令を参照するものとされている。

これについて、今般、事業の質を担保した上で、地域の実情を踏まえた対応が可能となるよう、市町村が条例を定めるに当たっては、事業に従事する者及びその員数についても基準省令を参照するものとする。

2 施行期日（改正法附則第1条第3号）

令和2年4月1日

3 検討規定（改正法附則第5条）

政府は、改正法施行後3年を目途として、改正後の児童福祉法の規定の施行の状況について、事業の適切な実施並びに事業の内容及び水準の向上を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

4 その他

設備運営基準を今後改正し、その内容について別途通知する予定である。

以上

法 律

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律をこのに公布する。

御名 御璽

令和元年六月七日

内閣総理大臣 安倍晋三

法律第二十六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

- 第一章 内閣府関係（第一条・第二条）
- 第二章 総務省関係（第三条）
- 第三章 文部科学省関係（第四条・第八条）
- 第四章 厚生労働省関係（第九条・第十条）
- 第五章 経済産業省関係（第十一条）
- 第六章 國土交通省関係（第十二条・第十三条）
- 附則 第一章 内閣府関係

（健康増進法の一部改正）

第一条 健康増進法（平成十四年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「その営業所の所在地の都道府県知事を経由して」を削る。

第二十九条第二項中「準用する。」を「それぞれ準用する。」に、「第二十六条第二項中「その営業所の所在地の都道府県知事を経由して内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、第二十七条第一項を「同条第一項」に、「貯蔵施設」と、前条第一号中「第二十六条第六項」とあるのは「次

条第二項において準用する第二十六条第六項」を「貯蔵施設」に改める。

第三十四条中「第二十六条第二項」を「十年間」に改める。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「五年間」を「十年間」に改める。

（地方独立行政法人法の一部改正）

第三条 地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第七十九条の四の次に次の二条を加える。

（土地等の貸付け）

第七十九条の五 公立大学法人は、第二十二条に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該公立大学法人の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、当該公立大学法人の所有に属す

土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物であつて、当該業務のために、現在使用されおらず、かつ、当面使用されることが予定されていないものを貸し付けることができる。

第一百二十三条第一項中「第七十九条の四」の下に「第七十九条の五」を加える。

第三章 文部科学省関係
(教育職員免許法の一部改正)
第四条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

（社会教育法の一部改正）

第五条に次の二項を加える。

第三章 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第二十三章第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

第六条に次の二項を加える。

第三章 特定地方公共団体である都道府県にあつては、第一項の規定にかかわらず、前条第一項第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

第七条第一項中「所掌事項」を「所掌」に、「利用し」を「利用すること」に改め、同条第二項中「教育委員会」の下に「特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会」を加える。

第八条の二 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たつては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第八条の三 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に關して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

第二十八条中「教育委員会」の下に「特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に關する事務を管理し、及び執行することとされた公民館（第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。）の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長」を加える。

第三十条第一項中「教育委員会」の下に「特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長」を加える。

第四十条第一項中「市町村の教育委員会」を「当該市町村の教育委員会（特定公民館にあつては、当該市町村の長）」に改める。

（図書館法の一部改正）

第六条 図書館法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第八条中「教育委員会」を「教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第二百六十二号）第二十三章第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に關する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長」を加える。

第十五条中「教育委員会」の下に「特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長」を加える。

(博物館法の一部改正)

第七条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「教育委員会」の下に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管

理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあつては、当該地方公共団体の長。第二十一条において同じ。」を加える。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第八条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六百六十二号)の一部を次のようにより改正する。

第二十三条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること(第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものと含む)。

第三十二条ただし書中「第二十三条第一項」を「特定社会教育機関並びに第二十三条第一項第二号から第四号までに掲げる事務のうち同項」に「事務」を「もの」に改める。

第三十三条第一項中「限度」を「限り」に、「取扱いその他学校その他の教育機関」を「取扱いその他に改め、同条第二項中「定」を「定めを」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。

第四章 厚生労働省関係
(児童福祉法の一部改正)
第九条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のようにより改正する。
第一百五十五条の三十二第二項第一号及び第二号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第三号中「次号」を「第五号」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 次号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設(当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。)が一の地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)の区域に所在するもの 中核市の長

五百九十七条第三項中「地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(第二百三十二条の二において「中核市」という。)」を「中核市」に改める。

第五章 経済産業省関係
(火薬類取締法の一部改正)
第一条 本法の施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条及び第三条の規定並びに附則第六条(別表第一健康増進法(平成十四年法律第二百三号)の項の改正規定に限る。)及び第八条の規定(公布の日から起算して三月を経過した日)
二 第十一条の規定及び附則第三条の規定(公布の日から起算して六月を経過した日)
三 第二条、第四条、第九条及び第十二条の規定並びに附則第五条及び第六条(第一号に掲げる改正規定を除く。)の規定 平成三十二年四月一日
四 第十条の規定及び次条の規定 平成三十三年四月一日
(介護保険法の一部改正)
第一条 前条第四号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第四号施行日」という。)前に第十条の規定による改正前の介護保険法(以下この条において「旧介護保険法」という。)の規定によりされた命令その他の行為(以下この項において「命令等の行為」という。)又は同号に掲げる規定の施行の際現に旧介護保険法の規定によりされている届出その他の行為(以下この項において「届出等の行為」という。)で、第四号施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、第四号施行日以後における第十条の規定による改正後の介護保険法(以下この条において「新介護保険法」という。)の適用については、新介護保険法の相当規定によりされた命令等の行為又は届出等の行為とみなす。「譲受」を「譲受け」に、「その他」を「その他」に、「虚」を「おそれ」に改め、同条第三項中「譲受」を「譲受け」に改め、同条第五項中「一に」を「いずれかに」に、「呈示した」を「提示した」に改め、同条第六項中「譲受に」を「譲受けに」に改め、同条第七項中「書換」を「書換え」に改め、同条第八項中「具して」を「付して」に改める。
第五十条の二第一項中「もっぱら」を「専ら」に、「に關しては」を「についての」に、「中「經濟産業省令」とあるのは、「内閣府令」と、「都道府県知事」とあるのは、「都道府県公安委員会」と読み替えるもの」を「の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」に改め、同項に次の表を加える。

第十七条第一項各号列記以外の部分、第二項から第四項まで及び第六項から第八項まで、第二十四条第四項並びに第十五条第一項及び第四項	都道府県知事	都道府県公安委員会
第二十五条第一項から第三項まで並びに第二十五条第一項から第三項まで		

第五十条の二第一項中「行ない」を「行い」に、「許可に」を「当該許可に」に、「行なう」を「行う」に改める。

第六章 國土交通省関係
(建設業法の一部改正)
第一条 建設業法(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のようにより改正する。
目次中「第四十四条の五」を「第四十四条の三」に改める。第四十四条の四及び第四十四条の五を削る。
(建築士法の一部改正)
第一条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のようにより改正する。
第三十条第一項中「二年」の下に「(都道府県建築士審査会の委員にあつては、その任期を二年を超えて三年以下の期間で都道府県が条例で定めるときは、当該条例で定める期間)」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第五十条の二第一項中「行ない」を「行い」に、「許可に」を「当該許可に」に、「行なう」を「行う」に改める。

第六章 國土交通省関係
(建設業法の一部改正)
第一条 建設業法(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のようにより改正する。
目次中「第四十四条の五」を「第四十四条の三」に改める。第四十四条の四及び第四十四条の五を削る。
(建築士法の一部改正)
第一条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のようにより改正する。
第三十条第一項中「二年」の下に「(都道府県建築士審査会の委員にあつては、その任期を二年を超えて三年以下の期間で都道府県が条例で定めるときは、当該条例で定める期間)」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第五十条の二第一項中「行ない」を「行い」に、「許可に」を「当該許可に」に、「行なう」を「行う」に改める。

第六章 國土交通省関係
(建設業法の一部改正)
第一条 建設業法(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のようにより改正する。
目次中「第四十四条の五」を「第四十四条の三」に改める。第四十四条の四及び第四十四条の五を削る。
(建築士法の一部改正)
第一条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のようにより改正する。
第三十条第一項中「二年」の下に「(都道府県建築士審査会の委員にあつては、その任期を二年を超えて三年以下の期間で都道府県が条例で定めるときは、当該条例で定める期間)」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第五十条の二第一項中「行ない」を「行い」に、「許可に」を「当該許可に」に、「行なう」を「行う」に改める。

第六章 國土交通省関係
(建設業法の一部改正)
第一条 建設業法(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のようにより改正する。
目次中「第四十四条の五」を「第四十四条の三」に改める。第四十四条の四及び第四十四条の五を削る。
(建築士法の一部改正)
第一条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のようにより改正する。
第三十条第一項中「二年」の下に「(都道府県建築士審査会の委員にあつては、その任期を二年を超えて三年以下の期間で都道府県が条例で定めるときは、当該条例で定める期間)」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第五十条の二第一項中「行ない」を「行い」に、「許可に」を「当該許可に」に、「行なう」を「行う」に改める。

第六章 國土交通省関係
(建設業法の一部改正)
第一条 建設業法(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のようにより改正する。
目次中「第四十四条の五」を「第四十四条の三」に改める。第四十四条の四及び第四十四条の五を削る。
(建築士法の一部改正)
第一条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のようにより改正する。
第三十条第一項中「二年」の下に「(都道府県建築士審査会の委員にあつては、その任期を二年を超えて三年以下の期間で都道府県が条例で定めるときは、当該条例で定める期間)」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第五十条の二第一項中「行ない」を「行い」に、「許可に」を「当該許可に」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二条 第四号施行日前に旧介護保険法の規定により都道府県に対し、届出その他の手続をしなければならない事項で、第四号施行日前にその手続がされていないものについては、これを、新介護保険法の相当規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十二第一項の中核市に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新介護保険法の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

(放課後児童健全育成事業に関する検討)

第五条 政府は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後三年を目途として、第九条の規定による改正後の児童福祉法の規定の施行の状況について児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業の適切な実施並びに当該放課後児童健全育成事業の内容及び水準の向上を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方法の一部改正)

第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

(昭和二十四年法律第百四十八号)

別表第一建設業法（昭和二十四年法律第百四十八号）の項を削り、同表健康増進法（平成十四年法律第一百三号）の項中「第一建設業法（昭和二十四年法律第百四十八号）」を削る。

(文化芸術基本法)

第七条 文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

(同項第一号)

第七条の二第一項中「同項第一号」を「同項第三号」に改める。

(健康増進法の一部改正)

第八条 健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち、健康増進法第三十四条の改正規定中「第二十六条第二項」を「第四十三条第二項」に削り、同法第二十九条第二項の改正規定中「の」を「」に改め、「の」に「第二十七条第一項」を「第六十一条第一項」及び「前条第一号中「第二十六条第六項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六条第六項」とを削り」を削る。

附則第九条のうち地方自治法別表第一健康増進法（平成十四年法律第百三号）の項の改正規定中「第二十六条第二項及び」及び「第四十三条第二項及び」を削る。

内閣総理大臣	安倍	晋三
総務大臣	石田	真敏
文部科学大臣	柴山	昌彦
厚生労働大臣	根本	匠
経済産業大臣	世耕	弘成
国土交通大臣	石井	啓一

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和元年六月七日

法律第二十七号

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

（昭和四八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 災害援護資金の貸付け（第十一条～第十五条）」を「第五章 災害援護資金の貸付け（第十八条～第十九条）」に改める。

第九条

第十一條中「第十三條第一項」の下に「第十四条第一項、第十六条、第十八条及び附則第二条第一項」を加える。

第十五条を第十七條とし、第十四条を第十五條とし、同条の次に次の二条を加える。

(報告等)

第十六条 市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するため必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

第十三条第一項中「又は精神」を「精神」に改め、「認められるとき」の下に「又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたとき」を加え、同項ただし書中「政令で定める場合」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がない報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。

第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の二条を加える。

(償還金の支払猶予)

第十三条 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によって償還されるべきであった災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

本則に次の二章を加える。

第五章 雜則

(市町村における合議制の機関)

第十八条 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(制度の周知徹底)

第十九条 国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する制度の周知徹底を図るものとする。

附則第二項を削り、附則第一項を附則第一条とし、附則に次の二条を加える。

（被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日前に生じた災害に係る償還免除の特例）

第二条 市町村は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 放課後児童健全育成事業については、子どもの安全や同事業の質が十分に確保されるよう、地方公共団体等に周知徹底すること。また、子どもの安全等が損なわれるおそれがあると認める場合には、国は、当該地方公共団体に対し、適切な助言を行うこと。

二 放課後児童健全育成事業の見直しに関する検討を行うに当たっては、市町村、同事業の従事者、保護者等の意見を幅広く聴取するとともに、市町村による条例の改正状況や同事業の運営状況等に関する実態調査を継続的に実施すること。なお、実態調査については、法令上に規定された基準等に基づく調査を行うとともに、実施結果等について、適切な情報開示を行い、説明責任を果たすこと。

三 放課後児童健全育成事業の利用者の増加に伴う待機児童の解消のため、放課後児童支援員等の処遇改善等による人材の確保や、関係施設の整備等に対し、十分な財政措置を講ずること。また、同事業に係る既

存の国の支援策について、その利用が促進されるよう地方公共団体に対する周知徹底を図ること。

四 放課後児童健全育成事業について、厚生労働省が同事業の従事者や保護者のための相談窓口を設けるとともに、当該窓口における意見等を踏まえ、地方公共団体に対し、報告を求めること、情報提供及び助言を行うことも含め、事業の適切な運営を確保するための措置を講ずること。

五 地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管する場合にあつては、社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、住民組織やNPOなどの運営参加の促進、学校教育との連携等により、多様性にも配慮した社会教育が適切に実施されるよう、地方公共団体に対し、適切な助言を行うこと。特に、図書館、博物館等の公立社会教育施設が国民の知る権利、思想・表現の自由に資する施設であることに鑑み、格段の配慮をすること。

六 公民館の運営において、特定の政党に特に有利又は不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏つて利用させるようなことは許されないが、公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではないことを、首長部局にも周知すること。

七 本法の公立社会教育施設に関する規定の施行後三年を目途として、その施行状況を検証し、必要があると認める場合には、社会教育の適切な実施のための担保措置等について、所要の見直しを行うこと。

八 指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者による火薬類の無許可譲受けについては、同事業従事者に対する指導を徹底するなど、実包の十分な管理体制を確保し、公共の安全の維持に万全を期すこと。

右決議する。

【参考2】

神戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成26年9月30日

神戸市長 久元喜造

神戸市条例第15号

神戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)

第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(設備及び運営に関する基準)

第2条 法第34条の8の2第1項に規定する条例で定める基準は、次条及び第4条に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」という。)に定めるところによる。

(運営規程に関する基準)

第3条 前条の規定に基づき基準省令第14条第5号の規定を適用する場合においては、同号中「利用定員」とあるのは、「放課後児童健全育成事業所の面積」とする。

(放課後児童健全育成事業者に関する基準)

第4条 放課後児童健全育成事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの者がその事業活動を支配するものであってはならない。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。